

主な意見の概要及びこれに対する考え方

No.	意見の概要	考え方
消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令		
第25条第1項第3号及び同条第2項第3号の追加関係		
1	現行制度は十分機能しているものであり、今回の案は必要のないものである。	御意見を踏まえ検討した結果、当該改正は行わないこととしました。
2	消費者団体訴訟制度が導入されてから11年が経過しているが、いまだこれらの団体において不適切な訴権行使をしたとされるような事例はない。各団体が、消費者団体訴訟制度の趣旨を十分に理解して活動していることはもとより、現行の法令及びガイドラインにおいて、必要な措置が既に講じられていること等による。したがって、現行の規制に加え、団体に対し、さらに規制を加えるべき必要はない。	
3	「事業者」「労務の提供の総額」等、定義が不明確な文言が使われている。「労務」に理事や専門委員としての活動を含むのか、「事業者」に弁護士、司法書士などの士業者も含むのか等が不明瞭である。	
4	事業者からの労務提供とは、適格消費者団体の職員が行う労務提供であり、役員がおこなうものについては含まれないのであれば、適用除外であることを明記すべきである。	
5	対象となる「労務」に理事や検討委員としての活動は含まないと解釈したとしても、事務局としての活動と理事・専門委員としての活動を峻別することは容易ではない。	
6	弁護士や司法書士といった専門家から無償で提供を受けている労務(専門委員会への参加、申し入れ等の書面起案など)についても、適用除外であることを明記すべきである。	
7	「事業者から労務の提供を受け、当該事業者が当該労務の対価を支出している場合には、当該事業者の名称及び当該事業者の支出の総額」とするなど、対象範囲が事業者から具体的な支出による便益を受けた場面に限られるものであることを明らかにすべき	
8	仮に、特定の事業者に過度に依存しているか否かの実態を把握する必要があるとしても、消費者に向けた商品・役務の供給事業を行っていない事業者(非営利活動団体・NPO法人等)の支援を受ける場合は、そもそも差止請求等の対象となる可能性がないため、現状以上の実態把握の必要性が認められない。そこで、ガイドライン改訂案の記述と同様に、適用除外規定を設けるべきである。	
9	支援する事業者の本来業務と兼務により適格団体に無償で労務提供をするケースが多く、事業者の本来業務との割合が明確に区別できないことが通常であるため、「労務の提供の総額」を算定することは困難である。実態把握としては、どの事業者の職員が無償の労務提供を行っているのかを明示すれば足りるはずである。	
10	「労務の提供の総額」を主務省が把握するとしても、事務局職員のプライバシー保護等の配慮から第三者への公開事項からは除外すべきである。	
11	実際の団体の規模からしても、出向者が1名しかいないことは十分にありうるところであるから、労務の提供が総額表示であっても、それが出向者のプライバシーを侵害しないことにはならない。	
12	仮に、特定の事業者に過度に依存しているか否かの実態を把握する必要があるとしても、プライバシー保護の観点から、何人も閲覧請求ができる消費者契約法第31条第3項第6号で手当てするのではなく、消費者契約法第30条同規則第21条1項8号で手当てすべきである。	
13	無償で提供を受けた労務提供の把握を行おうとすれば、事務負担の増大にもつながりかねない。	
14	通常の経理の中で作成するものとは別途に書式を作成するというのは、事務負担を肥大化させるものであって、方法としても不適切である。	
15	現実に支払いをしていない金額を何らかの方法で算定して記載するものとならざるを得ないが、現実に支払いをしていない以上、「労務の提供の総額」は経理に関する帳簿書類(法30条)に記載される事項ではなく、これを法31条3項6号の書類に記載することは、法律の委任事項の範囲を超える。	
16	ガイドライン改訂案と同様の適用除外規定を設けた場合、施行時期については少なくとも平成31年10月1日からとすべきである。	
17	事業者については、法人番号も事項に含める事を検討していただきたい。	
18	透明性確保のため消費者契約法施行規則第25条第1項3号として新たに条項を追加するもので妥当であると考えられる。労務の提供は有償のものだけでなく、無償の提供も視野に入っているのかどうか明確ではないので、この点について明確に規定すべきだと考える。	

主な意見の概要及びこれに対する考え方

No.	意見の概要	考え方
適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン		
体制及び業務規程の整備に係る柱書きの記載の追加(2.(3)柱書き関係)		
19	現行制度は十分機能しているものであり、今回の案は必要のないものである。	
20	体制及び業務規程(法第13条第3項第3号関係)に柱書を付記するに際し、「もつとも」以降を記述する必要はない。	
21	消費者団体訴訟制度が導入されてから11年が経過しているが、いまだこれらの団体において不適切な訴権行使をしたとされるような事例はない。各団体が、消費者団体訴訟制度の趣旨を十分に理解して活動していることはもとより、現行の法令及びガイドラインにおいて、必要な措置が既に講じられていること等による。したがって、現行の規制に加え、団体に対し、さらに規制を加えるべき必要はない。	
22	「過度に」とはいかなる状態を指すのか、「依存している」とはどのような状態をいうのか、具体的な記載がなく不明瞭である。	
23	仮に、記述を追加する場合であっても、消費者に向けた商品・役務の供給事業を行っていない事業者(非営利活動団体・NPO法人等)の支援を受ける場合は、そもそも差止請求等の対象となる可能性がない。そこで、ガイドライン改訂案の記述と同様に、適用除外規定を設けるべきである。	
24	団体訴訟制度は、差止請求という法的判断を含む事項を本質的業務とするところ、団体の活動全般について、弁護士・司法書士等によるボランティアに頼らざるを得ない状況にある。もとより、団体の活動が、その団体の理事や専門委員などにより支えられるのは当然であり、献身的に活動している理事や専門委員が事業者であるからといって、特定の事業者に過度に依存しているということにならないはずである。	特定の事業者に過度に依存することがないよう留意することは望ましい理念であるものの、御意見を踏まえ検討した結果、当該改正は行わないこととしました。
25	生協は事業活動をおこなう団体であると同時に消費者団体であり、消費者被害の問題解決を始めとする、くらしを守る活動を前進させることを使命としています。従いまして事業者として不当に利益を追求することはなく、現行のガイドラインと照らし「特定の事業者」として問題があるとは認識しておりません。	
26	友好団体・事業者とタイ・アップを敵視するかのごとき改正案である。	
27	事業者からの支援のみでは活動費用が十分ではない現状において、「適格消費者団体は過度に特定の事業者に依存することがないよう留意する必要がある」を加筆する案は、適格消費者団体の運営に支障をきたしかねず、活動自体を委縮させることに繋がるとも考えます	
28	「適格消費者団体は過度に特定の事業者に依存することがないよう」との記述があるが、であれば、そのような状況が生じないよう、消費者庁や都道府県などによる適格団体への積極的な人的・物的両面からの支援が求められる。	
29	ガイドラインの冒頭にあるように差止関係業務の適正化を図る観点から、差止関係業務を遂行するための体制及び業務規程の整備が不可欠である。このような団体であるから一般の団体と違い一段と公平性、透明性を備えた組織と業務規程を持っていなければならないのである。「過度に特定の事業者に依存することがないように留意する必要がある。」とあるのは、消費者に代わり消費者の権利を実境するために差止等の請求権が認められた公益性の強い特殊の団体(内閣総理大臣の認定)だからである。	
30	特段の意見は無い。問題の無い改正であると思われた。	
「差止請求に係る相手方と特別の利害関係を有する場合」に該当するとしてその職務を行い得ない場合に関する記載の追加(2.(3)ア第1段落関係)		
31	代表者や職員に利害関係のある場合には、法13条4項及び規則6条1号二を受けた現行ガイドラインにおいて、当該役員等の「議決権の停止や助言若しくは意見の聴取の停止」を行うように既に定められており、これまでも、各団体が各団体の定める業務規程を順守することで、問題なく利害関係のある場合の職務を遂行してきたので、「複数の者を代表者とするなど」は、削除すべきである。	例えば、複数の者を代表者とするなど、代表者や職員が「差止請求に係る相手方と特別の利害関係を有する場合」に該当するとしてその職務を行えない場合であっても、差止請求関係業務を遂行できる組織であることが望ましいものの、御意見を踏まえ検討した結果、当該改正は行わないこととしました。
32	複数代表制への要求は、特定適格消費者団体への申請をにらんだ準備を要求されているとすれば、特定適格を目指さない団体にとっては不要である。複数代表制を必要とする理由を明示されたい。	

主な意見の概要及びこれに対する考え方

No.	意見の概要	考え方
33	利害関係がある場合の団体の取り得る措置として、「代表者を複数とする」という、およそ一般的ではない方法を明示してしまっており、不要かつ不適切な改訂であると言わざるを得ない。	
34	一般的に、複数の代表者がいる組織が少ないのは、複数の代表者を確保することが現実的に困難であることも理由である。本改訂案は、このような実情を全く踏まえない改訂案である。	
35	複数代表制になるから差止請求関係業務が適正に遂行されるとは限らない。複数代表であっても、代表者全員が「1年以内に業務停止命令を受けた事業者の役員」に該当することはあり得るからである。むしろ代表者が複数になると、代表者同士の深刻な対立が生じた場合や、代表者の1名が他の代表者と相談なく独断で対外的業務執行を行った場合など、適格消費者団体内部のガバナンス上の問題を生じさせる。さらに「複数」の者を代表者へ選出するべきとなった場合、適格消費者団体において、数合わせのために、代表者としての適性が無い者であっても代表者へ選出ざるを得ない事態が生じうる。	
36	現在の適格消費者団体及び目指す団体は、それぞれの団体ごとに工夫するとともに、それぞれで考え尽くされたあるべき組織体制を備えている。複数名、理事として登記をしているところは、それが当該団体において自然で合理的であるし、1名の場合でも、それが、当該団体において自然で合理的なのである。登記上の理事を2人置くことを強制することは、団体からすると、非常に神経質な問題でもある。それにも関わらず、絶対に複数名の理事を登記しなければならないとの注文を付けることは、団体自治に対する不当な干渉であるし、組織体制について、外部の者が過剰に注文を付けていると言わざるを得ない。	例えば、複数の者を代表者とするなど、代表者や職員が「差止請求に係る相手方と特別の利害関係を有する場合」に該当するとしてその職務を行えない場合であっても、差止請求関係業務を遂行できる組織であることが望ましいものの、御意見を踏まえ検討した結果、当該改正は行わないこととしました。
37	複数の者が理事として登記されなくてもよい場合とは、理事として登記をされている者が「無職である場合」をいうとの説明があったが、外部からは、無職か否かは分からない。定款では、複数名理事として登記しなければならないかのような規定にしておきながら、無職であれば、それと異なり、無職の理事1名を登記をすることを認めるのか。消費者庁としては、定款にしたがった運用をするように、言ってきたものと考えられるが、無職を理事として登記するならば、定款を無視していいということは、説明が一貫されていない。	
38	代表者は組織内だけでなく、対外的にも登記上の代表者として、あるいは各種の対外的な代表者として登録されており、対外的に変更を伴い、理解を得られない恐れがある。	
39	施行時期を1年後とし、来年6月頃の総会で定款変更を行えば対応できるようにすべきである。「代表者や職員が、差止請求等相手方と特別の利害関係を有する場合に該当するとしてその職務を行えない場合」という事態は、適格消費者団体制度施行後約10年間でほとんど発生しておらず、緊急を要する事項ではない。複数代表制とすることは、定款変更を要し総会開催が必要であるところ、総会は毎年6月開催の団体が多いため、すぐには対応できない。	
40	適格消費者団体を目指して定款を作成し体制整備もほぼ終わり、必要書類を揃えて近日中に認定申請を計画している団体が2～3団体あるところ、突然のガイドライン変更により現時点で定款変更決議からやり直すことは甚大な負担となる。	
41	特段の意見は無い。問題の無い改正であると思われた。	
事務所に関する記載の追加(2.(3)ア第6段落関係)		
42	多くの適格消費者団体は、財政基盤が脆弱であり、今回の案に抵触しない事務所を、単独で確保することが困難な適格消費者団体に対する財政支援がないままでは、適格消費者団体の運営維持が極めて困難となる。また、適格消費者団体への財政支援は、現状では、きわめて不十分である。	前半については、御意見を踏まえ検討した結果、適格消費者団体が所在する地方公共団体に対して、その検討に資するため、当該適格消費者団体への事務所スペースの提供についての参考事例を紹介する通知を发出する予定です。後半については、今後の業務の参考にさせていただきます。
43	適格消費者団体は、公益的な活動をしているにもかかわらず財政支援も手当てされず、逼迫した財政のもとで構成員が手弁当で活動しているため、事務所改修や新規事務所探しなどの追加的な費用や業務を担わされることは問題であるため、反対である。	おおむねNo. 42の前半で示した考え方のとおりです。
44	事務所改修費の手当てや消費生活センター等の公共施設の一角を事務所として提供するようなあっせんなどの対応をセットで行うべき	おおむねNo. 42の前半で示した考え方のとおりです。

主な意見の概要及びこれに対する考え方

No.	意見の概要	考え方
45	事業者を拡大解釈することもでき、また適格消費者団体の財政に大きく影響することになり、団体の維持が難しくなります。団体にとっては人件費と事務所の賃借費が財政的に大きな割合を占めます。	前半については、「事業者」については消費者契約法上定義規定が置かれており、かつ、「活動内容などを考慮して客観的に差止請求の対象になることが考えられない者」に該当すれば改訂後の規定は適用されないため、原案を維持させていただきます。後半については、おおむねNo. 42の前半で示した考え方のとおりです。
46	「事務所の外観、構造その他の事務所の置かれた状況からして事業者(その者の活動内容などを考慮して客観的に差止請求の対象になることが考えられない者は除く。)と混同されるものであってはならないこととする。」との記述の括弧書き部分の意味が、消費者に対する商品・役務の供給事業を行っていない事業者(例えば、都道府県ごとの生活協同組合連合会)は含まれないことを解釈として明示すべきである。	事業者の活動内容などを考慮して差止請求の対象になるかどうかを客観的に判断するため、消費者に対する商品・役務の供給事業を行っていない事業者であることが客観的に明らかであれば、対象には含まれないこととなりますので、原案を維持させていただきます。
47	特定の事業者の顧問業務が2分の1に満たない弁護士・司法書士等の事務所は「客観的に差止請求の対象になることが考えられない者」の適用除外に当たるとを解釈論として明示すべきである	弁護士法人・司法書士法人も、差止請求の対象となることが考えられる事業者であるため、全体の業務のうち特定の事業者の顧問業務が占める割合にかかわらず、適格消費者団体の事務所が弁護士法人・司法書士法人と混同され、差止請求権の適切な行使等に疑念が生じるおそれがあります。また、「特定の事業者の顧問業務が2分の1」であるかどうか一義的に確定することも難しいと考えられます。以上より、原案を維持させていただきます。
48	従来の独立性の確保を保持してきた経過を尊重して、少なくとも事業者団体から独立性を確保している場合(当該事業者との人的無償支援等、過度の依存関係が無いなど)は、現事務所での活動は、継続できるように適用除外規定とすべきです。 また、検討委員会の専門委員として消費者問題に取り組む弁護士・司法書士の事務所を事業者として一律に扱うことは、この制度の根幹を揺るがすこととなりますし、社会的に大きな貢献をしていることも尊重すべきです。少なくとも、特定の事業者の顧問業務が当該弁護士・司法書士業務の2分の1に至らない場合は、適用除外とすべきです。	前半については、除外される対象の外延を明確にする観点から、「その者の活動内容などを考慮して客観的に差止請求の対象になることが考えられない」と規定することとしたため、原案を維持させていただきます。なお、御指摘の団体が「活動内容などを考慮して客観的に差止請求の対象になることが考えられない者」に該当する場合は、改訂後の規定は適用されません。後半については、おおむねNo. 47で示した考え方のとおりです。
49	今回のガイドライン改訂の趣旨が、差止請求業務に不当な影響を及ぼすおそれを防止するためであるとすれば、客観的に差止請求の対象となる可能性のない事業者については、業務の適正さを確保するため事務所の概観や構造の峻別を過度に強調する必要はない。各地で現実設立し活動している大半の適格団体の実態に照らし、この点を解釈として明示することが不可欠であり、そうでなければ全国の適格団体の活動が崩壊する事態となるおそれがあることを十分に踏まえるべきである。	「活動内容などを考慮して客観的に差止請求の対象になることが考えられない」事業者については、改訂後の規定は適用されないため、原案を維持させていただきます。
50	括弧内は具体的にどのような場合を想定しているのか。「活動内容などを考慮して客観的に差止請求の対象になることが考えられない」事業者を想定することは困難であり、たとえ、事業者と同じ建物に入っていたり、その建物の名称が特定の事業者名を含むものであっても、外観による混同は生じさせないことは可能である。	前半については、例えば、消費生活センター等おおよそ差止請求が提訴されることが考えられない相手方を想定しています。後半については、「外観、構造その他の事務所の置かれた状況」を踏まえて事業者と混同されるものでなければ、改訂後の規定は適用されないため、原案を維持させていただきます。
51	改正の趣旨が事業者との混同の防止であるなら、既に消費者契約法16条2項・同法施行規則11条による規制が存在する。それでは不十分であるという立法事実が不明である。また、たとえ事業者と同じ建物に入っていたり、その建物の名称が特定の事業者名を含むものであっても、外観による混同は生じさせないことは可能である。運用の際には、「同じ建物内・事業者名を含む名称の建物だからダメだ」などという機械的な運用にならないことを、強く求める。	前半については、事務所の入口又は受付付近の見やすい場所に適格消費者団体の名称及び「適格消費者団体」の文字を掲示したとしても、特定の事業者の事務所の一角を借りている場合など適格消費者団体の事務所が事業者と混同される事態は想定されると考えられるため、原案を維持させていただきます。後半については、改訂後のガイドラインでは「外観、構造その他の事務所の置かれた状況」から事業者と混同するかどうかを判断するため、機械的な運用とはならないと考えております。
52	まずは、施行期日にさらに余裕を持たせるべき	御意見を踏まえ検討した結果、施行期日を「平成32年4月1日」と修正することとしました。
53	今回問題視されているであろう消費者団体事業者との事務所の隣接は、多くの団体が財政上困難を抱え運営を行っており、事務所費用を単独で賄えない事態から生じています。そもそも、混同とはなにか。事業者と混同されるものであってはならないとされるなら、行政施設内の事務所スペース提供か、事務所変更に関する財政支援の実施か、あるいは施設の入り口等に混同されることのない大書の看板、名称の設置をすれば、費用負担なく混同も防げると考えます。ましてや、準備期間もない10月や4月までに移転など、各事業者の中間期や次年度準備、年度決算、各自自治体への事業報告等の事務繁忙期に困難で、6月総会の準備、そのあとの定期報告作成実務に大きな影響を与えることが予想されます。事務負担に対する支援は得られるのでしょうか。	おおむねNo. 42の前半、No. 51の前半及びNo. 52で示した考え方のとおりです。
54	このような規定が設けられかつ、平成31年4月までという期限設定はあまりに短く、平成30年度収支計画に予定していない多額の支出が生じることになり、当該団体の適正な業務運営に支障が生じることが強く懸念されます。これらの負担を軽減して、当該適格消費者団体の適正な活動が維持されることが必要であり、まずは、施行期日に余裕を持たせるべきであり、さらに、当該適格消費者団体が所在する地方公共団体が、事務所スペースを無償又は廉価で提供したり、事務所移転に要する資金の貸付などの支援を行えるよう、消費者庁が地方消費者行政強化交付金の用途に適格消費者団体事務所確保支援を明示し、地方公共団体に協力を依頼するなど側面支援を行うことが必要と考えます。	おおむねNo. 52及びNo. 42の前半で示した考え方のとおりです。
55	ガイドライン(案)における事務所についての規定も同様に「適用除外規定」を設けるべき	御指摘の部分については、既に適用除外規定が設けられており、原案を維持させていただきます。
56	特段の意見は無い。問題の無い改正であると思われた。	賛同の御意見として承ります。

主な意見の概要及びこれに対する考え方

No.	意見の概要	考え方
認定の審査に当たり、団体の役員が行政処分を受けた事業者の役職員である場合に関する記載の追加(2.(3)アの第2段落及び5.(4)イ(ア)関係)		
57	本改訂案は、団体の理事としての欠格事由を定めるに等しい改訂であって、本来、理事の実質的欠格事由を定める法13条5項6号に記載すべき事柄である。すなわち、本改訂案は、法律の改正によらなければ定め得ないことを、ガイドラインという行政庁の解釈指針によって定めようとするものであり、法律による行政の原理を逸脱している。	
58	当該改正部分は適格消費者団体の認定部分に係る(加えてガイドラインの別の部分で、該当する役員を適合命令により解任できるとしている)以上は、事実上、新たな悪因の欠格事由を追加するものである。これは立法府を通さずに消費者契約法13条5項6号を改正することになる点が重大な問題である。さらに、ガイドラインで欠格事由を追加できるということは、消費者契約法13条5項を例示列挙することも意味する。役員欠格事由を定める法律は会社法や公益社団法人・公益財団法人認定法などにもあるが、これらの法律では欠格事由は限定列挙である。消費者契約法のみを例示列挙にする、法的な根拠はどこにあるのか。	御意見を踏まえて検討した結果、原案を修正し、「人的体制の改善」を例示として掲げる改善命令の対象とすることとしました。
59	消費者団体に負担を付加する条項を追加するには、ガイドライン改訂で対応すべきものではなく、国会での議論を経て、法律を改正すべきである。	
60	行政処分を受けた事業者の役員が適格団体等の理事を辞任すべきことは、適格団体の業務の適正性に関する社会的信頼確保のため望ましいとしても、あくまでも努力事項にとどめ、業務改善命令の対象とすべきではない。	おおむねNo. 57で示した考え方のおりですが、行政処分を受けた事業者の役職員が団体の役員であったとしても一律に改善命令の対象となるわけではないため、原案を維持させていただきます。
61	公益的な活動を行う民間の団体である適格消費者団体等の役員に関し、刑罰等の対象となっていない事業者の役員が、適格消費者団体等の役員から除外されることとなるガイドライン改訂案は、消費者団体に対して、過大な要件を課すものと言える。欠格事由に該当する役員については、当該決議に加わることができないとするといった対応も可能であり、また、その程度で十分であると考ええる。	おおむねNo. 57で示した考え方のおりですが、決議に加わらないとしても、理事会への同席など団体の他の業務運営を通じて、他の役員に影響が生じるおそれがあり、また、内部的には決議に関与しないとしても、そのことは外部からは分かりにくく、差止請求権の適切な行使等に疑念を抱かれるおそれがあると考えられます。
62	消費者契約法第13条は、禁固以上の刑を受けた場合または、消費者法に違反して罰金刑までが科された場合を、適格消費者団体の役員欠格事由としている。一方、例えば、景表法違反行為に関しては、優良誤認表示等の違反行為だけでは刑事罰は課せられない。また、景表法の課徴金は罰金(刑事罰)ではないと解されている。特定商取引法に関しても、業務停止命令または指示に従えば、刑事罰が科せられることはない。今回の提案のおり、2.(3)アの第2段落を加筆し、5.(4)イ(ア)を新設した場合、役員欠格事由を消費者契約法第13条の規定より拡張するのと同等の効果を生むことになる。ガイドライン改訂でそのような対応をすることは許容されず、立法事実の有無の慎重な確認をふまえ、法改正の要否を検討すべき事項と考える。また、景表法については、販売業者に過失がなかった場合であっても、措置命令の対象となりうることは、十分考慮される必要がある。なお、上記意見にかかわらず、本改定を行う場合、「当該事業者の行為への関与の度合いなどを考慮」する点は当然だが、本規定の適用の明確化をはかり恣意的運用を許さない観点から、例示として、社外取締役等の非常勤役員の場合及び当該行為を行った部門に所属しない場合は、本規定の対象とならないことを明示すべきである。	前半については、おおむねNo. 57で示した考え方のおりです。後半については、社外取締役等の非常勤役員である場合及び当該行為を行った部門に所属しない場合であっても、当該事業者における業務の執行体制や意思決定過程等を踏まえて、差止請求権の適切な行使等に疑念を抱かれるおそれがあるかどうか個別に判断すべきであると考えます。例えば、違反行為がA商品部門で生じたがこれとは別のB商品部門を専ら担当していた役職員、社外取締役等の非常勤の役職員などであって、違反行為への関与がおよそ認められないような場合、改訂後の5.(4)イ⑥に当たらないとされる可能性があるものと考えられます。また、その他、事案の重大性等も考慮要素となり得ます。なお、本記載は消費者契約法第33条第2項に規定する「その他適格消費者団体の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるとき」の例示であり、最近の事案等を念頭に置いた確認的な記載です。
63	問題のある(とされる)役員は事業者における地位など、事業者内における立場のみを考慮するようであるが、その者の団体内での立場を考慮しないよいか。例えば、適格消費者団体のヒラの理事に過ぎない場合であっても消費者団体の認定に影響させるのは問題ではないか。	差止請求について最終的な決断を行う理事会の一員である役員が、行政処分を受けた事業者の役職員である場合、①差止請求権の行使について適切に判断できないおそれがあるとともに、②国民一般・事業者が、差止請求権の適切な行使等に疑念を抱くおそれがあり、御指摘のような立場の理事であったとしても、差止請求について最終的な決断を行う理事会の一員であることに変わらないと考えられるため、原案を維持させていただきます。

主な意見の概要及びこれに対する考え方

No.	意見の概要	考え方
64	第一に、審査対象となる者については、認定を受ける対象となる団体が特商法・景表法に基づく措置命令を受けても直ちに認定不許可事由に抵触しないのに、今回のガイドライン案に従えば、その役員が属する団体がそのような処分を受けた場合には認定に際して考慮されるというのは、均衡を欠く。まずは、認定を受けようとする団体についての手当が先決問題と思われる。 また、審査内容についても、仮に団体役員の適格性を問うガイドラインを設けるのであれば、「当該役員が属する団体が、事業者として消費者契約法12条、特商法58条の18乃至22、景表法30条および食品表示法11条の差止請求権を行使され、請求認容判決が確定した団体であること」を含めることが先決問題であるように思われる。 今回のガイドライン改定案によれば、上記考慮要素は「たとえば」を用いた例示でないため、結果として、上記に挙げた様々な可能性を考慮対象とせず、ただ「特商法・景表法・食品表示法上の措置命令等を受けた団体に属する者が役員に含まれている場合」のみを特に規制対象とするかのように読める。消費者契約法12条の運用としては過不足があるように思われ、また、その規範的趣旨がどこにあるか理解が難しい。	第1段落については、今後の業務の参考にさせていただきます。 第2段落については、おおむねNo. 57で示した考え方のとおりです。 第3段落については、おおむねNo. 63で示した考え方のとおりです。
65	「差止請求関係業務を適正に遂行できるとはいえない場合」の判断基準が明確ではなく、消費者庁の恣意的な判断がなされ、消費者団体が翻弄されるおそれがあるため、本改訂に反対する。	「差止請求関係業務を適正に遂行できるとはいえない場合」に該当するかどうかは、「当該役員又は職員の当該事業者における地位及びこれらの指示又は命令を受けることとなった当該事業者の行為への関与の度合いなどを考慮」することとしており、仮にこれに該当すると判断したときは、その理由を明らかにして改善命令を行うことから、恣意的な判断がなされるおそれはないと考えられるため、原案を維持させていただきます。
66	適合命令が新たに追加されており、当該役員の解任にまで踏み込んでいます。この規程では、恣意的な運用が許容される恐れがあると考えます。	おおむねNo. 57及びNo. 65で示した考え方のとおりです。
67	職員にも何らかの不利益処分(降格等)をして反省の機会を与えるべきであると考えます。なお、解任された役員は2年ないし3年間は適格消費者団体の役員にはなれないこととする。	今後の業務の参考にさせていただきます。
68	特段の意見は無い。問題の無い改正であると思われた。	賛同の御意見として承ります。
特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインの改訂(案)		
適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインの改訂(案)と共通する論点については、同改訂(案)への意見に対する考え方を御参照ください。		
69	消費者被害裁判特例法65条は、被害回復関係業務を行うべき団体の適格性を審査するための規定であるところ、被害回復関係業務の対象となるのは、消費者契約に関して生じた財産的被害であり(同法2条4号)、特商法や景表法上の行政処分の有無は、適格消費者団体の適格性審査以上に関連性が薄い。そのため、被害回復関係業務遂行における団体適格性の判断要素に含めるのは適切でないように思われる。	特定適格消費者団体は、適格消費者団体であることがその前提となっているとともに、特定認定をするに当たっては、差止請求関係業務の適正執行の有無に関しても認定要件とされていることから、特定適格消費者団体の適格性の判断要素に含めることについての関連性が十分に認められると考えられるため、原案を維持させていただきます。
70	消費者被害裁判特例法65条は、適格消費者団体のみを特定適格認定対象としているため、仮に適格認定審査において、特商法違反等の審査がなされた場合、特定適格認定審査で(業務との関連性が薄い)同一の審査を繰り返すことになり、意義に乏しいと思われる(ただし、認定時期のズレの問題は残る)。	おおむねNo. 69で示した考え方のとおりです。
71	特段の意見は無い。問題の無い改正であると思われた。	賛同の御意見として承ります。
その他		
72	施行規則改正案が適用されるのは各団体の事業年度開始時、ガイドライン改訂案が適用されるのは平成31年4月1日となっているが、いずれにせよ、適用開始時までの準備期間が短すぎる。よって、少なくとも、各団体に十分な準備期間を与える必要があり、施行期日又は適用日を延期すべきである。	御意見を踏まえ、事務局に係る規定に関しては施行期日を「平成32年4月1日」と修正することとしました。
73	今般の改正案を施行するに当たっては、意見募集の結果を適切に反映すべきであり、意見募集期間終了後わずか一ヶ月などという拙速な運用は許されない。今般の意見募集に加え、消費者委員会や有識者、関係者等の意見を改正の必要性についても含めて十分に聴取した上で、それを反映するために十分な検討期間を置くべきである。なお、仮に施行した場合には、その適用開始時間までの準備期間も十分に取る必要がある。	おおむねNo. 72で示した考え方のとおりですが、関係者等の意見も聴取した上で、内容の一部を修正することとしました。
74	消費者委員会、国会等に付議した上で、十分な検討期間をおくべきである。	
75	適格消費者団体・特定適格消費者団体が持続的に業務遂行ができるよう、財政を含めた継続的な支援を求めます。	今後の業務の参考にさせていただきます。
76	寄附に対する税制、利用しやすさの拡充等の対応を取っていただきたい。	今後の業務の参考にさせていただきます。

主な意見の概要及びこれに対する考え方

No.	意見の概要	考え方
77	今般の改正については、団体の自主性を度外視する内容となっており、その必要性自体を再度慎重に検討すべきである。	団体数の増加、団体支援策の拡充等に伴い、団体業務の適正な運営の確保がより一層必要であると考えております。もともと、御意見を踏まえ検討した結果、内容の一部を修正することとしました。
78	現行規制のもとでの運営に特段の問題が生じていない中、規制の強化を行うことは、この制度の発展に逆行するものであり、消費者政策の推進にとって、マイナスとなります。いま、消費者庁に必要なのは、団体の規制ではなく、適格消費者団体・特定適格消費者団体の運営が適切におこなわれていることを発信し、制度やこれらの団体の存在意義・役割をしっかりと伝えていくことであるはずで、以上の観点から、今回の改定案については反対いたします。	おおむねNo. 77で示した考え方のとおりです。
79	今回のガイドライン改訂案を見ると、特定の事業者と“過度の関わり”を持つことを禁止していますが、この“過度の関わり”の内容・程度は具体的ではなく、改訂により萎縮効果が生じ、適格消費者団体の活動から事業者を遠ざけ、ひいては適格消費者団体の活動が立ち行かなくなる事態も予想されます。問題の根本は、適格消費者団体の活動は会員からの会費を元に運営することが想定されていますが、団体の公益的活動による利益は会員でなくとも享受することが可能で、団体の会員となる直接的なメリットは見当たりません。そのような状況の下で、団体を運営できるだけの会員の確保は困難を極め、制度設計に疑問を感じております。本改訂を行うのであれば、各消費者団体の運営の実態を把握し、適切な財政支援の手当を行った上で、各消費者団体が“無理のない”運営を確保できる環境を整えてから行うべきと考えます。	今後の業務の参考にさせていただきます。なお、適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン2.(3)ア第6段落関係の改訂については、No. 42の前半で示した考え方のとおりです。
80	適格消費者団体の内部運営に関わっていないため、本改正の必要性については判断しかねます。しかしながら、次の事情をふまえ、改正の許容性および仮に改正した場合の歯止め(要件の設定)については、消費者庁職員の行動指針にも立ち返り、慎重に判断していただきたくお願い申し上げます。我が国の消費者団体は、まだ萌芽期にあることから、その存続・発展について現在の実情をふまえた慎重かつ適切な配慮がなされなければ、その存続自体が危うくなるおそれがある。そもそも、国民は、事業者としての立場を持っているかを問わず、すべて消費者であり、自立した消費者による社会を形成するためには消費者・生活者の視点に立ち、国民全体の利益という観点から消費者問題に関わる市民や団体を育てていくことが重要であり、事業者という形式に過度にとらわれるべきではない。	今後の業務の参考にさせていただきます。
81	パブリックコメント実施の告知を、消費者庁ホームページで行うべきである。	今後の業務の参考にさせていただきます。